

# 中高年の国際交流プログラム

## 感動の出会いと別れ



## アカデミック シニア ホームステイ 【2018年10月出発】

観光より体験！買い物より出会い！グルメより家庭の味！  
豊かなセカンドライフのヒントをこのプログラムで見つけてください

ハグして、シェアして、ナイスデイ!!

お問い合わせ・お申し込み先

説明会

日時

会場

**(株)南日本カルチャーセンター**

〒890-0056 鹿児島市下荒田3丁目16番19号

TEL 099 (257) 4333 (代表)

FAX 099 (250) 0321

ホームページ <http://www.mncc.jp>

観光庁長官登録旅行業第1355号 (社)日本旅行業協会正会員

総合旅行業務取扱管理者 平原靖子

営業時間 平日 9:00~18:00 (3~8月) 土日祝 休み

9:00~17:00 (9~2月)

お問い合わせ専用フリーダイヤル：0120-212122

## ■ プログラムの特色

- ① **経験豊富な引率指導者が出発から解散まで同行**  
海外留学やホームステイの経験豊かな引率指導者が、国際線発着空港からプログラムの全行程に同行し、異文化理解や国際交流のための助言を行います。いわゆる観光旅行とは異なり、このホームステイプログラムでは、米国人一般家庭に滞在し、異文化交流を行うことを目的としています。文化や習慣の違いから、必ずしも居心地の良い環境とは言えない場面もあるかもしれません。しかし、その摩擦を体験することこそ、異文化理解には必要であり、このプログラムでしか得られない大きな刺激となります。引率指導者は、この異文化体験を適切に機能させ、より深い異文化理解を促進するアドバイザーとして、参加者への助言を行ってまいります。
- ③ **センター独自の異文化学習教材と事前研修会の実施**  
ホームステイを行う上で非常に重要なことは、事前にその土地の習慣や文化について学び、日本とは異なる環境であることをしっかりと認識し、準備をしておくことです。このプログラムでは、異文化学習のための学習教材を使って、渡航前の事前学習を行ないます。過去40年以上にわたり国際交流事業に取り組むセンターの、ホームステイのノウハウをまとめた独自の学習教材には、ホームステイを成功へ導くためのあらゆる情報がまとめられています。また、センター職員による事前研修会を実施し、現地の方々との交流方法や、家庭生活における振る舞い方について学びます。

- ② **観光ではなく異文化体験**  
観光旅行の目的は「見物」であり、決まったスケジュールを「見て回り、食べて回る」という、受け身の活動によって成り立っています。しかしながら、このプログラムの目的は「交流」であり、参加者が能動的に参加する主体性が、旅の質を左右する、最も重要な要素となります。核となるのは「物」ではなく「人」であり、「見物」ではなく「体験」であり、「ショッピング」ではなく「シェアリング（共有）」であり、「グルメ」ではなく「家庭の味」です。地域の「住人」として過ごす「日常」の時間にこそ、大きな発見と感動が待っています。

- ④ **ギブアンドテイクの実践**  
参加者を受け入れ、家庭環境と食事を提供してくれるホストファミリーの目的のひとつは、「交流」です。門戸を開き、異国からの訪問者を招き入れ、人的交流を行いたいと願うホストファミリーの好意のもとに、ホームステイは成り立っています。お客様感覚で一方向的に恩恵を受けるのではなく、日本文化について積極的に紹介するなど、参加者側から能動的に働きかける、「ギブアンドテイク」の精神が求められます。何も大きなことを期待されているわけではありません。異文化を持つ者同士が、同じ屋根の下で互いの事を語りあう時間をもつだけでも、参加者とホストファミリーの双方にとって、人と人との絆を結ぶ貴重な時間となることでしょう。

## ■ 募集内容

### 参加資格：

- ◎ 日本国籍を有し、申し込み時点で下記に該当する方
- ◎ 満40歳以上、満78歳までの方
- ◎ 心身ともに健康であり、団体行動のとれる方
- ◎ 異文化に対し好奇心旺盛で適応力があり、意欲のある方
- ◎ センターの指示、決定事項を遵守できる方

**期 間：**2018年10月12日～10月22日（11日間）

**申込締切日：**2018年8月20日（月）

**滞 在 地：**アメリカ合衆国（西海岸の郊外都市）

**定 員：**12名（最小催行人数6名）  
※定員になり次第締め切ります。

**参加費用：**368,000円  
※鹿児島、宮崎、熊本、大分、長崎、福岡、那覇空港発着

**利用航空会社：**日本航空／全日空／デルタ航空／アメリカン航空／大韓航空／ユナイテッド航空／エバー航空／中華航空／アラスカ航空／エアカナダ

**旅程管理：**添乗員は同行しませんが、引率指導者が国際線発着空港から同行します。期間中は、引率指導者が常にセンター本社と連絡を取り合います。

### 費用に含まれるもの：

1. 往復航空運賃エコノミークラス
2. 現地受入機関に支払うプログラム費用（現地活動に伴う交通費、施設使用料、ホームステイ費用等を含む）
3. 事前研修会実施費用
4. 異文化学習教材、その他の配布物などの諸経費
5. 日本国内における集合から解散までに発生する交通費
6. 引率指導者同行必要経費  
※ 家庭での食事はホームステイ費用に含まれます。

### 費用に含まれないもの：

1. 米国税関申告書及び携帯品・別送品申告書作成料、電子渡航認証システム（ESTA）代理申告手数料や有効性確認などの費用 9,000円
2. ESTA申請料 1,800円  
\*有効なESTAの所有が確認された場合は必要ありません
3. パスポート印紙代／都道府県庁納付金 \*旅券所持者は不要  
5年旅券-11,000円 10年旅券-16,000円
4. 米国の出入国通行税、入国審査料、税関審査料、検疫使用料、米国保安料、空港施設使用料 約8,000円
5. 国内の空港施設使用料や旅客保安サービス料、航空保険特別料金、空港税など 約4,000円
6. 燃油サーチャージ料 約21,000円 \*2018年4月1日時点の目安
7. 超過航空受託手荷物料金
8. 任意の海外旅行傷害保険料
9. 個人的な買い物や外食、交際費などの諸経費

## ■ スケジュール表

10/12(金)	各空港より出発し、羽田空港で全員集合。成田空港までバスで移動の後、国際線に搭乗します。現地空港で米国人教師が出迎え、バスでステイ地へ。ウェルカムパーティーでホストファミリーと対面します。
10/13(土)	全体活動は休み。ホストファミリーとの休日をお楽しみください。
10/14(日)	全体活動は休み。ホストファミリーとの休日をお楽しみください。
10/15(月)	午前：英語の授業を行います。午後：市内散策へ。警察署や消防署等、ダウンタウンツアーを行います。
10/16(火)	午前：英語の授業を行います。午後：ステイ地にある老人ホームを見学します。入居者の方々と文化交流会を行います。
10/17(水)	終日研修。近郊の名所名跡や景勝地を巡ります。大型ショッピングモールでの買い物も、お楽しみください。
10/18(木)	午前：英語の授業を行います。午後：低所得者支援施設等での作業等、ボランティア活動を体験します。
10/19(金)	午前：英語の授業を行います。午後：さよならパーティー準備。夕方からは、ホストファミリーを招いた「さよならパーティー」を開催し、日本食や、日舞、生け花、茶道、歌などの出し物でおもてなします。
10/20(土)	全体活動は休み。ホストファミリーとの最後の休日をお楽しみください。
10/21(日)	ホストファミリーに別れを告げ、空港へ。約10時間のフライトの後、日本到着は翌日となります。
10/22(月)	成田空港到着後、羽田空港へ移動し各国内線へ。各県空港に到着後解散です。

\*このスケジュールは、大体のひな形です。実際のスケジュールは事前研修会でお渡しします。

## よくあるご質問

Q. 英語がほとんどできずに、不安ですが。

A. このようなプログラムで最も大切なことは、異文化を体験しよう、ホストファミリーと意思疎通を図ろうとする気持ちがあるかということです。悪戦苦闘はするかもしれませんが、辞書を使ったり、身振り手振りで意思疎通することは、決して難しいことはありません。英語を完璧にしてから行くとするならば、きっといつまでたってもこのようなプログラムには参加出来ないのではないのでしょうか。もちろん、自己紹介や挨拶程度の英会話を練習しておくことや、ひとつでも多くの英単語を覚えていくことは必要ですが、英語が出来ないことを理由に、参加をためらうのであれば、それほど愚かなことはありません。「行ってみたい。」そう思い立ったが吉日。案ずるより産むが易し、です。

Q. 病気や怪我をしたときが心配ですが。

A. お申し込み時に、任意の海外旅行傷害保険をご案内しています。通常の病気や怪我の治療は、これらの保険で対処できます。ただし、持病・既往症や歯の治療に関しては、この保険では対応できませんのでご注意ください。万が一、病院へ行かなければならない状況となった際には、現地スタッフと引率指導者が対応にあたりますので、ご安心ください。

Q. ホストファミリーはどのような方々でしょうか。

A. 一般的なアメリカの方々です。シニア世代の夫婦や子育て世代の家族、もしくは、ホストマザーだけといった単身の家庭もあるかもしれません。人種や年齢、家族形態も様々ですが、どのホストファミリーにも共通しているのは、言葉も習慣も違う異国からの訪問者を、家族の一員として家庭へ招き入れ、日常生活を共に送りながら異文化交流を図りたいと願う方々であるという点です。

Q. 世話してくださるホストファミリーの方々に、どのような御礼をすればいいのでしょうか。

A. 感謝の気持ちを表す手段として、高価な物品を差し上げるという日本的な考えに固執される必要はありません。ホストファミリーは、皆さんと交流する時間を楽しみに、受け入れをしてくださっています。日本料理を作ってあげたり、習字や折り紙を披露したり、一緒に家事をしたりすることが、皆さんの感謝の気持ちを伝える方法として、最もふさわしい行動だと、センターは考えます。常に彼らのために何をしてあげられるかという「ギブアンドテイクの精神」を念頭において行動することこそ、彼らの好意に対する恩返しとなるでしょう。

## 申込方法

お申し込みに必要なものは**参加申込書**と**参加申込金**です。

**参加申込書**…下記の申込書に楷書でご記入ください。

**参加申込金**…50,000円 \*研修費用の一部に充当します。

以上の2点を、下記の申込先までご郵送ください。申込金は口座振込もしくは現金書留で受け付けます。受付次第、正式書類一式、学習教材等をお送りします。

**申込先:** 〒890-0056 鹿児島市下荒田3丁目16番19号

株式会社南日本カルチャーセンター

※ 残金は、9月11日(火) までにお支払いください。

**振込先:** 三井住友銀行 鹿児島支店 普通口座 828282  
 肥後銀行 鹿児島支店 普通口座 1055554  
 南日本銀行 本店 普通口座 230800  
 鹿児島銀行 鴨池支店 普通口座 3138706  
 沖縄銀行 本店 普通口座 1278721  
 郵便振替口座 02010-8-32878  
 口座名 (株)南日本(ミナミニホン)カルチャーセンター  
 ※お振込みの際は、必ず**参加者名**で送金してください。

**取消料:**

出発の前日より起算して30日前から3日前…参加費用の20%  
 出発の前々日より出発当日…参加費用の50%  
 出発後以降、又は無連絡不参加…参加費用の全額

## アカデミックシニアホームステイ参加申込書

会員コード

太わくの欄は記入しないでください。

フリガナ		性別	生年月日	職業
氏名		男 女	昭和 年 月 日 (満 歳)	
現住所	〒( )-( )		☎( )-( )-( )	
携帯電話	( )-( )-( )	FAX	( )-( )-( )	
希望出発 空 港	<input type="checkbox"/> 福岡 <input type="checkbox"/> 大分	<input type="checkbox"/> 熊本 <input type="checkbox"/> 那覇	<input type="checkbox"/> 長崎 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 宮崎 <input type="checkbox"/> 鹿児島

家族	氏名	生年月日	職業

写真不要

趣味・特技					
健康状態	強健・普通・弱い	既往症・アレルギー			
英会話	流暢・普通・少し	このプログラムを 何で知りましたか。	1. 新聞 2. ホームページ 3. 参加者 4. 知人 5. その他( )		
渡航体験	1. ある 国名 ( )	2. ない	受 付	正 式 書 類	渡 ・ 送
パスポート	1. ある (有効期限: )	2. ない			
申込金	<input type="checkbox"/> 年 月 日 ( ) に振り込みました。 <input type="checkbox"/> 申込書と一緒に現金書留で送ります。		申 込 金	OR N 案 内	渡 ・ 送

# 参加者アンケート

- ◎ 参加しようと思ったきっかけは何ですか。
  - ▷ ホームステイをするのが夢だった
  - ▷ “It’s time for me to make some changes.” 現状を変える時期ではないかと思ったところに広告を見つけた
  - ▷ 一人でも多くの世界の人と、関わりを持ちたかった
- ◎ 申し込み後、家族や友人の反応はいかがでしたか。
  - ▷ 夫は賛成、息子は「大丈夫か?」、友人は賛否両論有り
  - ▷ 皆には相談せず事後連絡、反対無し、概ね賛成
  - ▷ 気恥ずかしく思ったので、友人には知らせなかった
- ◎ 今後の人生において、参考になると感じたことは何ですか。
  - ▷ 気持ち・思いはすぐ言葉にして伝える
  - ▷ 合理的な時間の使い方
  - ▷ 隣人との助け合い・絆を大切にすること
  - ▷ 日本の良さを認めた上で、その国・その人の良さを見つめたい

- ◎ これから参加される方へのアドバイスをお願いします。
  - ▷ 参加することは決してマイナスにはならないので、迷ったら挑戦してみてください！
  - ▷ 「Seeing is believing. (百聞は一見に如かず)」ですよ！行ってみなければ何も始まりません
  - ▷ 楽しみたいと思う気持ちが大切。それ次第で如何様にもなるとおもわれます
  - ▷ 現地でのマナーをしっかりと学び、日本人としての自覚を持ってほしい



# その他のプログラム条件

下記は、旅行業法等に基づき、参加者に交付する取引条件説明書面および契約書面の一部です。参加申込みの際はパンフレットを十分ご確認のうえ、本プログラムの内容をご理解いただきますようお願いいたします。このプログラムは、2018年4月1日の運賃・料金を基準としております。

## ◆募集型企画旅行契約

このプログラムは、南日本カルチャーセンター（観光庁長官登録旅行業第1355号）（以下「当社」という。）が旅行企画・募集し実施するプログラムであり、このプログラムの参加者（参加者が未成年の場合は、その保護者）は、当社と募集型企画旅行契約（以下「契約」という。）を締結することになります。契約の内容・条件は、パンフレットに記載されている条件のほか、本プログラム条件説明書、出発前にお渡しする確定書面及び、当社の「旅行業約款」（以下「募集型約款」という。）によります。当社は、参加者が当社の定めるプログラム日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のプログラムの関するサービス（以下「プログラムサービス」という。）の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。

## ◆旅券・査証について

このプログラムには、帰国日まで有効な旅券（パスポート）が必要です。

## ◆契約書面および確定書面

契約書面とは、パンフレット、本プログラム条件書、受諾書をい、確定書面とはプログラム開始前にお渡しする研修日程表と、集合解散の案内書のことをいいます。

## ◆研修地に「海外危険情報」が発出された際の催行中止について

お申込後、プログラムの目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、契約の内容を変更し又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出した場合は、当社はプログラムの催行を中止する場合があります。その場合は、プログラム費用を全額返金します。ただし、当社が安全に差し適切な措置が取られると判断して、プログラムを催行する場合があります。この場合に参加者がプログラム参加を取りやめられると、当社は所定の取消料をいただきます。

## ◆契約内容・代金の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供（遅延、目的地空港の変更等）その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、プログラム日程、サービスの内容その他の契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い、プログラム費用を変更することがあります。さらに、著しい経済情勢の変動により、通常予想される程度を大幅に超えて、利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合には、プログラム費用を変更することがあります。増額の場合は、プログラム開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に参加者にその旨を通知します。

## ◆参加者による契約の解除（取消料のかかる場合）

参加者は、所定の取消料を支払い、契約を解除することができます。当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も、所定の取消料をいただきます。お取消しの連絡は、当社営業時間 [9時～17時（土・日・祝日休業）] のみお受けします。

## ◆参加者による契約の解除（取消料のかからない場合）

- 下記の場合は、取消料はいただきません。
- ① 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が募集型約款第29条に掲げるものその他の重要なものであるときに限る。
  - ② プログラム費用が増額されたとき。
  - ③ 当社が参加者に対してプログラム開始日の1週間前までに確定書面を交付しなかったとき。
  - ④ 当社の責に帰すべき事由により、当初のプログラム日程通りのプログラム実施が不可能になったとき。

## ◆当社による契約の解除（プログラム開始前）

- 当社は次の場合は、プログラム開始前、契約を解除することがあります。
- ① 参加者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格その他の参加者の条件を満たしていないことが判明したとき。
  - ② 参加者が病気その他の事由により、当該プログラムに耐えられないと認められるとき。
  - ③ 参加者が他の参加者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
  - ④ 参加者が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - ⑤ 参加者の数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、プログラム開始日の前日から起算してさかのぼって23日目（ピーク時は33日目）に当たる日より前に、プログラムを中止する旨を参加者に通知します。
  - ⑥ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、パンフレットに記載したプログラム日程に従ったプログラムの安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - ⑦ プログラム費用をパンフレットにお記載された期日までにお支払いいただけないとき。この場合、参加者は当社に対し、所定の取消料に相当する違約料を支払わなければなりません。

## ◆当社による契約の解除（プログラム開始後）

当社は次の場合は、プログラム開始後であっても、契約を解除することがあります。

- ① 参加者が病気その他の事由によりプログラムの継続に耐えられないとき。
- ② 参加者がプログラムを安全かつ円滑に実施するための引率者の指示に従わないなど団体行動の規律を乱し、当該プログラムの安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由により、プログラムの継続が不可能になったとき。

当社は、契約開始後に契約を解除したときは、当社と参加者の間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合は、参加者が既に提供を受けたプログラムサービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

## ◆当社の責任/参加者の責任

当社は、契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」という）が故意又は過失により参加者に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。手荷物に関する賠償限度額は、参加者1名につき15万円を限度として賠償します。また、参加者が天災地変、戦乱、暴動、運送機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社はその損害を賠償する責任を負いません。また、参加者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該参加者は損害を賠償しなければなりません。参加者は、当社から提供される情報を活用し、パンフレットに記載された参加者の権利・義務その他の契約内容について理解するように努めなければなりません。

## ◆特別補償

当社は、参加者がプログラム参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、募集型約款特別補償規定により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度、ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。

## ◆旅程保証

当社は、プログラムに下記の変更が行われた場合は、募集型約款の規定により、その変更の内容に応じてプログラム費用の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。但し、変更補償金の額は、プログラム費用の15%を限度とします。また、一つの契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

- ① プログラム開始日又は終了日の変更。
  - ② プログラムの目的地の変更。
  - ③ 運送機関の種類又は会社名の変更。
- 当社は上記の契約内容の変更が生じた原因が以下にある場合は、変更補償金を支払いません。
- ① 天災地変
  - ② 戦乱
  - ③ 暴動
  - ④ 官公署の命令
  - ⑤ 欠航、不通、休業等の運送機関等のサービスの提供の中止
  - ⑥ 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
  - ⑦ 参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

## ◆個人情報取扱について

当社は、お申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、参加者との間の連絡のために利用させていただくほか、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配、及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用します。このほか、当社の取り扱い商品の案内、プログラム参加後のご意見やご感想の提供、アンケートのお願い、統計資料の作成に、参加者の個人情報をお使いさせていただくことがあります。また、センター職員や関係者等が撮影した画像や動画を、当社ホームページや印刷物等に、本人が特定されない内容で掲載させていただくことがあります。

## ◆燃油サーチャージについて

燃油サーチャージは、プログラム費用には含まれておりません。利用航空会社により必要となる場合がありますので、プログラム費用と併せてお支払いください。参加者が燃油サーチャージの徴収を理由に契約を解除される場合は、所定の取消料を申し受けます。

## ◆募集型企画旅行約款について

この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行約款の一部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社にご請求ください。